

第 8 5 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 債権の内容 | 児童扶養手当返還金及び児童育成手当返還金 |
| 2 | 債 務 者 | 足立区西保木間在住者 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 1, 8 1 9, 9 3 0 円 |
| 4 | 放棄の理由 | 債務者は、難病かつ高齢で就労困難、障害年金しか収入がなく、著しい生活困窮状態にある。また、法的措置を講じる財産を所有しないことから、今後返還金の回収は困難である。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。